

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

(1) 背景

国有林野事業における造林請負事業及び製品生産請負事業では、通話環境が脆弱な山間奥地において作業が行われる場合が多く、緊急時に迅速な対応を行うために確実な通話手段の確保が重要である。

このため、緊急連絡体制の確保に必要な通話手段として衛星携帯電話を利用する際の経費について、共通仮設費等への計上を試行することとした。【令和8年2月27日付7林国業第240号林野庁国有林野部業務課長通知より】

令和8年2月 通知発出・本庁HP公表 令和8年3月以降の入札公告より適用

※北海道局においては、令和8年4月以降の入札公告より特記仕様書等で明示する。

(2) 試行イメージ

※通常の携帯電話には適用しない

経費は原則リース代金とし、受注者の提出資料に基づき共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。なお、計上する台数については、「1契約1台」とする。

熱中症対策と同様に積算時に見込むのではなく事業完了時に変更契約等で適用し、緊急連絡体制の確保に資する取り組みとして適用する。

衛星携帯電話	衛星通信サービス
イリジウム、ワイドスター、インマルサット等の基地局ではなく、衛星の電波を受信して通信を行うことのできる携帯電話	スターリンクなどの簡易的に設置可能な衛星通信サービス
	

(3) 対象事業

「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について」（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）第3章に記載された各作業種を含む造林事業及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」（平成20年3月31日付け19林国業第238号林野庁長官通知）第2章に記載された各工程を含む製品生産事業について適用するものとする。

なお、「既契約事業」にも適用することとする。

具体的には、令和6年度及び令和7年度に契約、もしくは令和7年度に入札公告があった事業で、事業の完了していないものについて、適用するものとする。（複数年契約や混合契約、令和7年度末に入札公告する早期発注など）

(4) 留意点

※混合契約▶立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約する事業

森林整備におけるこの衛星携帯電話の利用に関する経費の計上は試行であり、共通仮設費等に当経費が見込まれることとなった際は、本通知を廃止する。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

(5) 具体的な取組方法

衛星携帯電話の使用表明

費用の支払証明を提出

変更契約

【請負者】

<事前準備>

1. 通話状況の確認のため、あらかじめ、事業現場において請負者が所有する通話機器での通話が不可能であることを確認することとする。

※事業地内に1箇所でも携帯電話の通話が不可能な箇所があれば対象となる。

2. 衛星携帯電話（使用端末等）を準備することとする。

STEP①

STEP②

事業着手前に提出する事業計画書、もしくは事業実行中に当試行を実施する場合は変更事業計画書に次の事項を記載して提出する。【契約約款第3条】

- ① 衛星携帯電話事業者名
- ② 衛星携帯電話サービス名
- ③ 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類
(以下「使用端末等」という。)
- ④ 利用料金
- ⑤ 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
- ⑥ 本請負事業以外の事業への供用の有無

事業現場で次の事項について、監督職員の確認を受けるものとする。

1. 現場代理人等が所有する通常の携帯電話が通話不可かどうかについて
2. 現場代理人等が衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において正常に通話できるかについて

【発注者】

・監督職員は事業計画書、もしくは変更事業計画書の提出を受ける。

・監督職員は現場代理人等と協議を行い、

1. 現場代理人等が所有する通常の携帯電話が通話不可かどうかについて

2. 現場代理人等が衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において正常に通話できるかについて

の2点について、確認する。

・通常の携帯電話が通話不可であること、衛星携帯電話の通話に支障がないことが確認できた場合に、提出のあった事業計画書、もしくは変更事業計画書を承認する。

・リース不可（すでに購入済み等）の場合については、衛星携帯電話の購入代金を確認し、下記の算定例を参考に損料を算出し、発注者と請負者で協議する。

<算定例>

※ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）の別表第2建設機械損料計算表：分類コード1799：017〔携帯用〕を適用

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(14)	(15)
基礎価格	標準使用 年数	年間標準 供用日数	維持管 理費率	年間管 理費率	残存率	換算供用 1日当たり 損料率	換算供用 1日当たり 損料
(例)							(例)
73千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	1,841×10 ⁻⁶	134円

※次項へ続く

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

(5) 具体的な取組方法

【請負者】

【発注者】

※前項より

事業実行

STEP③

1. **事業が完了する前**に、衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。
リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を証明する書類等を提出するものとする。
2. 事業終了日は見込み日として協議する。
【事業終了のみなし日を決定する】

1. 衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を確認する。
2. リース代金を原則とするが、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を確認して損料等を算出する。
なお、月々の料金等は、支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

＜最終の変更契約＞
契約金額の変更等に関する通知（協議）を受理し、承諾書等を提出する。

安全確保に資する経費を共通仮設費の安全費等に加算する内容とする契約金額の変更を協議する。
【契約約款第25条第1項】

変更契約の締結【契約約款63条】

STEP④

事業完了届を提出する。
【契約約款第32条第1項】

完了届を受理し、完了検査を実施する。
【契約約款第32条第2項】

完了検査の結果（合格）通知の受理後に請求書を提出する。

完了検査の結果（合格）を通知する。
【契約約款第32条第2項】